

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間		額5・ / ・ / ~額5・/2・3/	氏名又は名称	株式会社 国税商事
項 目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
		円	円	円
課 税 売 上 額 ( 税 抜 き )	①	184,589,703	119,090,909	303,680,612
免 税 売 上 額	②			11,000,000
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額 ( ① + ② + ③ )	④			314,680,612
課税資産の譲渡等の対価の額 ( ④ の金額 )	⑤			314,680,612
非 課 税 売 上 額	⑥			7,000,000
資産の譲渡等の対価の額 ( ⑤ + ⑥ )	⑦			321,680,612
課 税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ )	⑧			[ 97 % ]
課税仕入れに係る支払対価の額 ( 税込み )	⑨	92,218,000	69,030,000	161,248,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	5,328,151	4,894,855	10,223,006
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 ( 税込み )	⑪	19,440,000	19,800,000	39,240,000
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	898,560	1,123,200	2,021,760
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑮			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑯			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑮±⑯)	⑰	6,226,711	6,018,055	12,244,766
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱	6,226,711	6,018,055	12,244,766
課税売上高が5億円超 かつ、課税売上割合が95%未満の場合	⑲			
個別対応方式 ⑲のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			
個別対応方式 ⑲のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳			
一括比例配分方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑲+⑳)×④/⑦]	㉑			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	㉒			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕			
控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時	㉖	6,226,711	6,018,055	12,244,766
控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時	㉗			
貸倒回収に係る消費税額	㉘			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 ⑯、⑰及び⑱欄には、借引き、割戻し、割引きなど仕入対価の取返等の金額がある場合(仕入対価の取返等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
3 ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)別則第53条又は第53条の適用がある場合をいう。